

(案)

# 横浜港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

令和5年12月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

## 目 次

1	変更理由	1
2	専用埠頭計画に関する資料	2
3	臨港交通施設計画に関する資料	4
4	土地造成及び土地利用計画に関する資料	7
5	効率的な運営を特に促進する区域に関する資料	8
6	臨海部物流拠点の形成を図る区域に関する資料	10
7	効率的な流通業務を特に促進する区域に関する資料	12
8	環境の保全に関する資料	13
9	その他の資料	14

## 1 変更理由

- (1) 立地企業の要請に対応するため、鶴見地区において、専用埠頭計画を変更する。
- (2) 新本牧ふ頭へのアクセスを向上させるため、本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区において、臨港交通施設計画を追加する。  
あわせて、土地利用計画、効率的な運営を特に促進する区域、臨海部物流拠点の形成を図る区域、効率的な流通業務を特に促進する区域を変更する。

## 2 専用埠頭計画に関する資料

### 2-1 計画の必要性

#### 鶴見地区

##### (1) シェルブルリカンツジャパン株式会社

シェルブルリカンツジャパン株式会社は、鶴見地区の横浜事業所において、専用の係留施設を3バース所有している。

うち1バースについては、今後使用する予定がなく、また老朽化していることから、以下の係留施設を撤去する。

##### (2) 株式会社 JERA

株式会社 JERA は、鶴見地区の横浜火力発電所において、専用の係留施設を2バース所有している。

この2バースについては、今後使用する予定がなく、また老朽化していることから、以下の係留施設を撤去する。

### 2-2 計画の概要

立地企業の要請に対応するため、以下の専用埠頭を撤去する。

地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース 数	管理者
鶴見	ドルフィン	12.0	—	1	シェルブルリ カンツジャパ ン株式会社
鶴見	物揚場	5.0	84	—	株式会社 JERA
鶴見	ドルフィン	7.0	—	1	株式会社 JERA

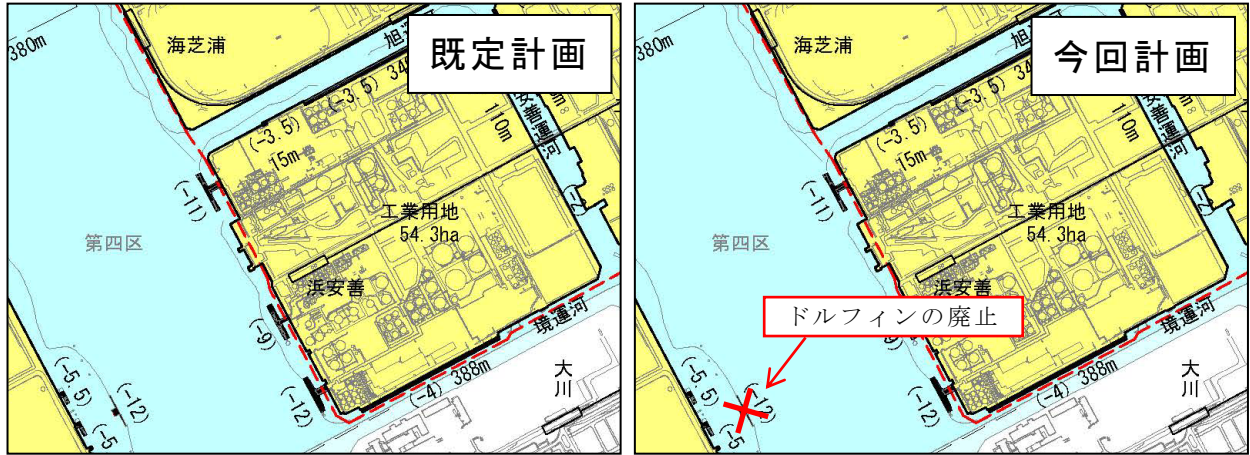


図 2-2-1 専用埠頭計画（鶴見地区）の位置（シェルブリカンツジャパン株式会社）

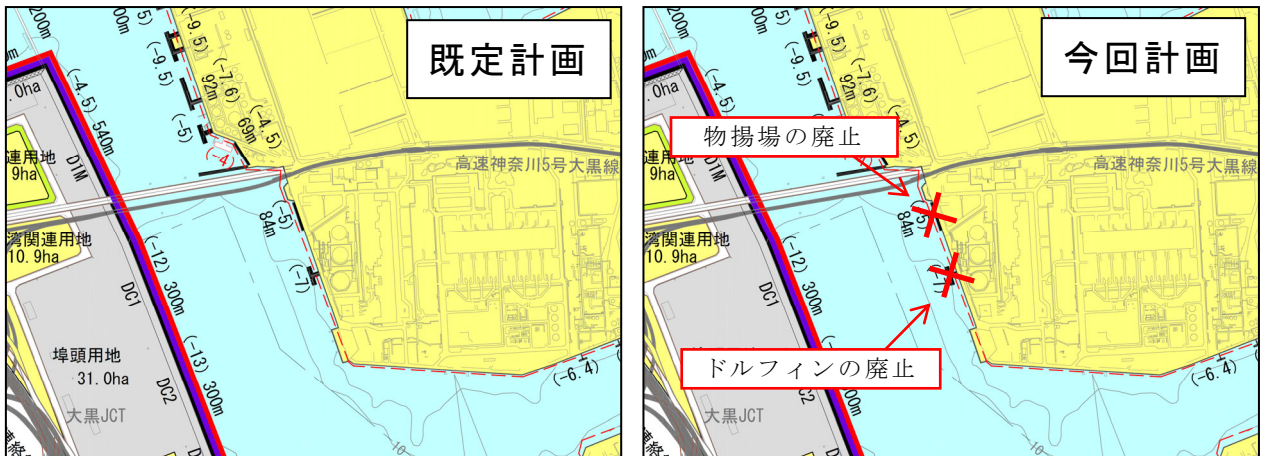


図 2-2-2 専用埠頭計画（鶴見地区）の位置（株式会社 JERA）

### 3 臨港交通施設計画に関する資料

#### 3-1 計画の必要性

本牧ふ頭D突堤コンテナターミナルの拡張と新本牧ふ頭埋立事業の進捗を踏まえ、周辺の港湾施設へのアクセスを確保する必要がある。

#### 3-2 計画の概要

本牧ふ頭と新本牧ふ頭のコンテナターミナルの交通動線及び、新本牧ふ頭のロジスティクス施設や緑地への交通動線を分離するため、次のとおり計画する。

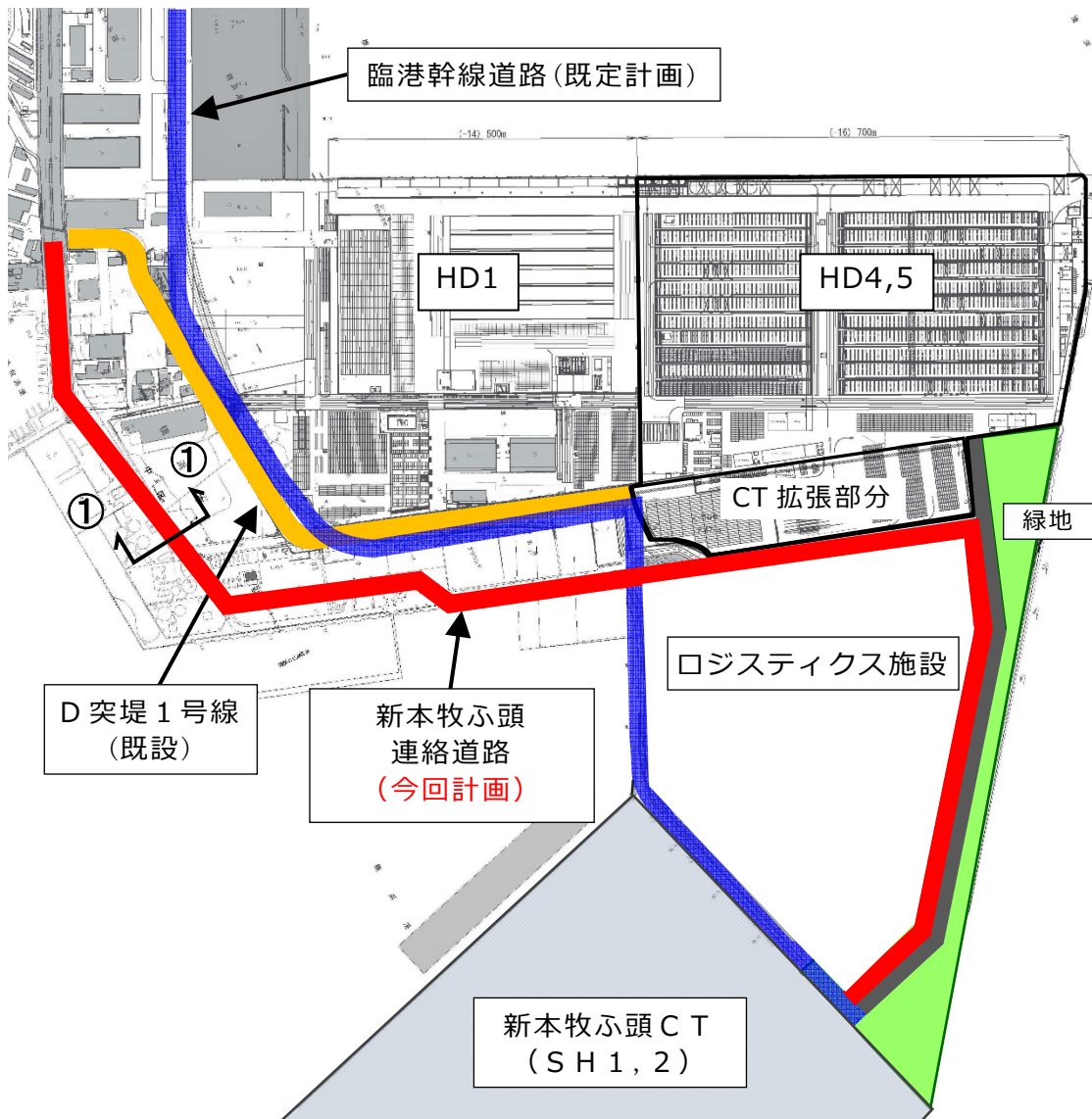


図 3-2-1 臨港道路の配置 (本牧ふ頭D突堤～新本牧ふ頭)

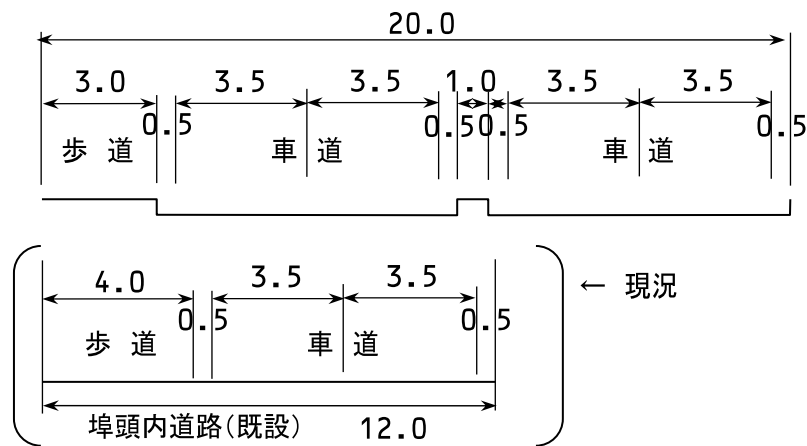


図 3 - 2 - 2 新本牧ふ頭連絡道路標準断面図 (①-①断面)

表 3 - 2 - 1 計画の概要

種別	施設名	起点	終点	車線数	備考
臨港道路	新本牧ふ頭 連絡道路	本牧ふ頭D 突堤基部	新本牧ふ頭 内	4	新規計画 本牧ふ頭地区 新本牧ふ頭地区

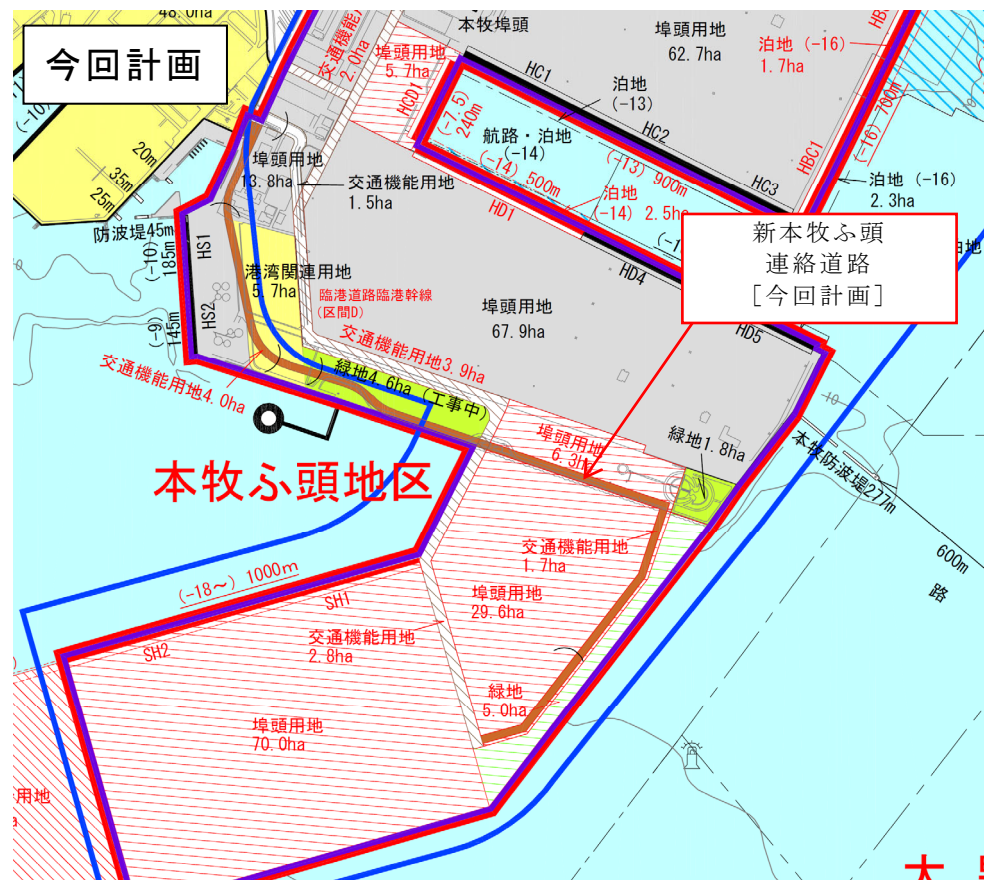
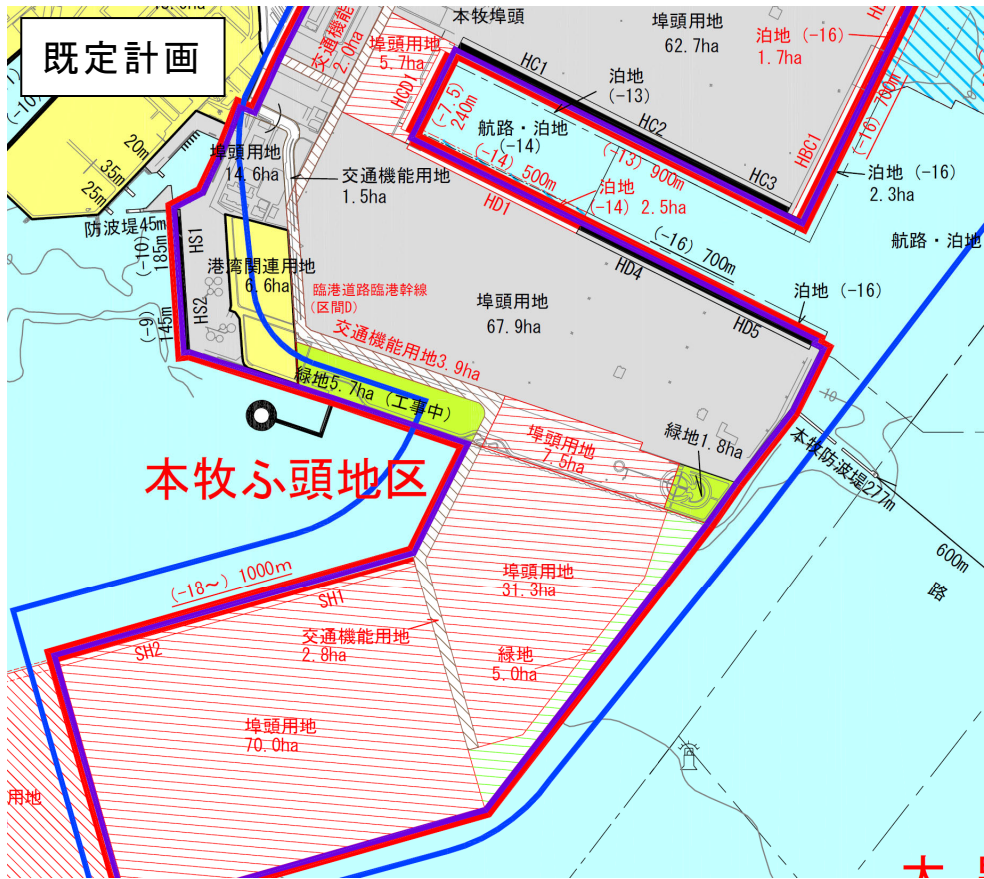


図 3-2-3 臨港交通施設計画



## 4 土地造成及び土地利用計画に関する資料

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### 4-1 土地利用計画

単位：h a

用途		埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
地区名										
本牧ふ頭	変更前	268.6	6.6			8.7	7.5			291.4
	変更後	266.6	5.7			12.7	6.4			291.4
	増 △減	△2.0	△0.9			4.0	△1.1			0.0
新本牧ふ頭	変更前	101.3				2.8	5.0		34.5	143.6
	変更後	99.6				4.5	5.0		34.5	143.6
	増 △減	△1.7				1.7	0.0		0.0	0.0

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

## 5 効率的な運営を特に促進する区域に関する資料

### 5-1 計画の必要性

効率的な運営を特に促進する区域は、港湾運営会社が運営の事業を行う区域及びこれと一体的に効率的な運営を行う区域と定義されている。

臨港交通施設計画等の変更に伴い、効率的な運営を特に促進する区域の変更をする必要がある。

### 5-2 計画の概要

コンテナ船により輸送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

#### (1) 本牧ふ頭地区

水深10m	岸壁2バース	延長400m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2,3
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	(うち470m既設) [既定計画]	HBC1,2
水深13m	岸壁3バース	延長900m	(コンテナ船用)	[既設]	HC1~3
水深7.5m	岸壁1バース	延長240m	(内貿コンテナ船用)	[既定計画]	HCD1
水深14m	岸壁1バース	延長500m	(コンテナ船用)	(うち400m既設) [既定計画]	HD1
水深16m	岸壁2バース	延長700m	(コンテナ船用)	[既設]	HD4,5
埠頭用地	266.6ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)		(うち255.4ha既設) [既定計画の変更計画]	

#### (2) 新本牧ふ頭地区

水深18m~	岸壁2バース	延長1,000m	(コンテナ船用)	[既定計画]	SH1,2
--------	--------	----------	----------	--------	-------

埠頭用地 99.6ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)  
[既定計画の変更計画]

## 6 臨海部物流拠点の形成を図る区域に関する資料

### 6-1 計画の必要性

臨港交通施設計画等の変更に伴い、臨海部物流拠点の形成を図る区域を変更する必要がある。

### 6-2 計画の概要

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の輸送及び保管及び荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設等を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域について、臨港交通施設計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

#### (1) 本牧ふ頭地区

水深 1 0 m	岸壁 2 バース	延長 4 0 0 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	HB2, 3
水深 1 6 m	岸壁 2 バース	延長 7 0 0 m	(コンテナ船用)	(うち 4 7 0 m 既設) [既定計画]	HBC1, 2
水深 1 3 m	岸壁 3 バース	延長 9 0 0 m	(コンテナ船用)	[既設]	HC1~3
水深 7. 5 m	岸壁 1 バース	延長 2 4 0 m	(内貿コンテナ船用)	[既定計画]	HCD1
水深 1 4 m	岸壁 1 バース	延長 5 0 0 m	(コンテナ船用)	(うち 4 0 0 m 既設) [既定計画]	HD1
水深 1 6 m	岸壁 2 バース	延長 7 0 0 m	(コンテナ船用)	[既設]	HD4, 5
埠頭用地	2 6 6. 6 h a			[既定計画の変更計画]	
港湾関連用地	5. 7 h a			[既設の変更計画]	
交通機能用地	1 2. 7 h a			[既定計画の変更計画]	
緑地	6. 4 h a			[既設の変更計画]	

#### (2) 新本牧ふ頭地区

水深 1 8 m~	岸壁 2 バース	延長 1, 0 0 0 m	(コンテナ船用)	[既定計画]	SH1, 2
埠頭用地	9 9. 6 h a			[既定計画の変更計画]	
交通機能用地	4. 5 h a			[既定計画の変更計画]	

緑地

5.0ha

[既定計画]

## 7 効率的な流通業務を特に促進する区域に関する資料

### 7-1 計画の必要性

現在、区域として位置づけられている本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区において、荷さばき施設用地及び保管施設用地の縮小をするため、区域を変更する必要がある。

### 7-2 計画の概要

国際海上コンテナ運送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置する本牧ふ頭地区及び新本牧ふ頭地区の範囲について、臨港交通施設計画の変更に伴い変更する。

## 8 環境の保全に関する資料

今回の計画変更に伴う大規模な地形改変はなく、大幅な利用想定の変更もないことから、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

## 9 その他資料

### 9-1 横浜市港湾審議会名簿

(令和5年12月現在)

	区分	幹事	氏名	役職	
1	関係行政機関の職員6		まつおか ひろゆき 松岡 裕之	横浜税関長	
2			とみさわ いちろう 富澤 一郎	横浜検疫所長	
3		○	えとう けんすけ 衛藤 謙介	関東地方整備局副局長	
4		○	かつやま きよし 勝山 潔	関東運輸局長	
5		○	こくら しゅういち 小倉 修一	京浜港長	
6			かわな あいじ 川名 愛司	神奈川県警察本部交通部長	
7	学識経験のある者6		かわしま やすひろ 川嶋 康宏	一般社団法人海洋調査協会会長	委員長
8		○	いけだ たつひこ 池田 龍彦	横浜国立大学名誉教授	
9		○	よこうち のりひさ 横内 憲久	日本大学名誉教授	
10			あずま いくよ 東 幾世	株式会社テレビ神奈川常勤監査役	
11			うちだ ゆうこ 内田 裕子	株式会社スイングバイクリエーション代表取締役	
12			かわの まりこ 河野 真理子	早稲田大学法学学術院教授	
13	市会議員3		ふじしろ てつお 藤代 哲夫	横浜市会国際・経済・港湾委員会委員長	
14			ふしみ ゆきえ 伏見 幸枝	横浜市会国際・経済・港湾委員会副委員長	
15			ふじさき こうたろう 藤崎 浩太郎	横浜市会国際・経済・港湾委員会副委員長	
16	港湾関係団体の代表者12	○	なかい ひでき 中井 英樹	横浜船主会会長	
17		○	ふじき こうた 藤木 幸太	横浜港運協会会長	副委員長
18		○	たどめ やすし 田留 晏	神奈川倉庫協会会長 横浜回漕協会会長	
19			ふじき こうぞう 藤木 幸三	横浜エゼント会会長	
20			いいずみ かつや 飯泉 勝也	横浜港湾荷役協会会長	
21			いしぐる あきひろ 石黒 明博	京浜海運貨物取扱同業会会長	
22		○	たかみや なりあき 高宮 成昭	全日本海員組合関東地方支部地方支部長	
23		○	とくさと のりゆき 德里 則之	横浜港湾労働組合連合会中央執行委員長	
24			すずき せいいち 鈴木 誠一	全日本港湾労働組合関東地方横浜支部執行委員長	
25			あだち かずや 足立 和也	東京湾水先区水先人会会長	
26		○	ふくだ まさゆき 福田 雅之	三菱重工業株式会社横浜製作所長	
27			あらい えいすけ 新井 英輔	公益社団法人横浜貿易協会会長	
28	○	やまだ ひとみ 山田 比都美	一		